

建 政 — 1 6

令和 2 年 4 月 2 日



各建設業関係団体等の長 様

秋 田 県 建 設 部 長



秋田県建設工事入札参加者指名停止基準及び秋田県建設工事入札
参加者指名停止基準の運用基準の一部改正について（通知）

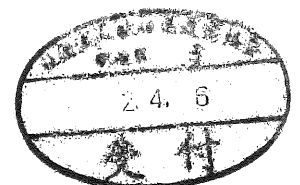
本県の建設行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼
申し上げます

さて、秋田県建設工事入札参加者指名停止基準及び秋田県建設工事入札参加者指名停
止基準の運用基準について、別添のとおり一部を改正しましたので、お知らせします。
つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いいたします。

担当：建設部建設政策課

建設業班

TEL. 018-860-2425



秋田県建設工事入札参加者指名停止基準及び秋田県建設工事
入札参加者指名停止基準の運用基準の一部改正について

1 改正理由

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行により、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル等において請負人の担保責任に係る規定が見直されたことに伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準（平成6年9月13日監-848）の一部改正

目的物の不具合を表す文言を「契約不適合の程度」（現行：「かし」）に改めるととする。（別表第1関係）

- (2) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準の運用基準（平成17年9月8日建管-1256）の一部改正

目的物の不具合を表す文言を「契約不適合の程度」（現行：「かし」）に改めるととする。（別表第1関係）

3 施行期日

この通知は、令和2年4月2日から施行することとする。

秋田県建設工事入札参加者指名停止基準及び秋田県建設工事入札参加者指名停止基準の運用基準の一部改正について

秋田県建設工事入札参加者指名停止基準（平成6年9月13日監-848）の一部を次のように改正する。

新		旧	
別表第1	措置要件	措置要件	期間
1 略 (過失による粗雑工事)	略	略	略
2. 県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）の程度が軽微であると認められるときを除く。）。	略	2. 県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	略
3. 県内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。	略	3. 県内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	略
4～8 略	略	4～8 略	略

附 則

この基準は、令和2年4月2日から施行する。

秋田県建設工事入札参加者指名停止基準（平成6年9月13日監-848）の一部を次のように改正する。

新		旧	
○別表第1	措置要件	措置要件	運用基準
1 略 (過失による粗雑工事)	略	略	略
2 県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）の程度が軽微であると認められるときを除く。）。	略	2 県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	略
3 県内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。	略	3 県内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	略
4～8 略	略	4～8 略	略

附 則

この規程は、令和2年4月2日から施行する。